

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人佐古田英郎、同田邊光夫の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、記録によれば、捜査機関が、本件事実につき、被告人を逮捕、勾留、起訴しないことを約束し、この条件のもとに、所論の関係者から捜査協力を得た事実は認められないから、所論は前提を欠き、その余は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年七月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜一郎
裁判官	岡	原	昌男
裁判官	吉	田	豊
裁判官	本	林	譲
裁判官	栗	本	一夫